

岡崎市不育症検査費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、先進医療に位置付けられた不育症検査を対象に、当該検査に要する費用の一部を補助することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 申請時に岡崎市に住所を有する者であること。
- (2) 既往流死産回数が合計2回以上ある者であること。

(補助対象となる検査)

第3条 補助の対象となる検査は、第4条に該当する医療機関で実施された、流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査(流死産検体を用いた遺伝子検査 次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査 令和4年11月30日厚生労働省告示第340号)と定める。ただし、令和4年12月1日以降に実施したものに限る。

(実施医療機関)

第4条 実施医療機関の施設要件は次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 不育症に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関であること。
- (2) 当該患者に対して、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定により指定された医療機関で受けた検査について、1回の検査につき7割に相当する額と6万円のいずれか少ない方の額を補助する。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請兼実績報告書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、岡崎市不育症検査費補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 岡崎市不育症検査費補助事業受検証明書(様式第2号)
- (2) 申請しようとする検査に係る領収書等
- (3) 住所地を証明する書類(ただし、申請者の同意を得て公簿による確認が可能な場合は、省略できるものとする。また、同時に複数回分の補助を申請する場合は、写しの添付を認めるものとする。)

2 前項の申請は、原則として、1回の検査ごとに、岡崎市不育症検査費補助事業受検証明書(様式第2号)に記載された検査が終了した日の属する年度内に行うものとする。

(補助金の交付決定及び額の決定)

第 7 条 当該年度分の補助対象か否かについては前条に基づく申請日を基準とする。市長は、前条の規定により不育症検査費補助金交付申請書を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、岡崎市不育症検査費補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、岡崎市不育症検査費補助金不交付決定通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、岡崎市不育症検査費補助金請求書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金請求書を受領したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 申請者が偽りその他の不正行為により補助金の交付を受けたときは、第 7 条第 1 項の規定による交付決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第 10 条 市長は、第 6 条に基づく申請があったときは、不育症治療費補助事業台帳を作成し、整備しておくものとする。

(予算)

第 11 条 補助金の交付については、予算の範囲内において行うこととする。

(規則との関係)

第 12 条 補助金の交付に関しては岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和 34 年岡崎市規則第 3 号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 2 月 15 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。